

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想 作成に関するガイドライン

参考資料編

目次

第1章	障害等種別とその特性	
1-1	肢体不自由者	1
1-2	視覚障害者	2
1-3	聴覚・言語障害者	4
1-4	知的障害者	5
1-5	精神障害者	6
1-5	発達障害者	7
1-7	内部障害者	9
1-8	妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）	10
1-9	高齢者	11
1-10	外国人	12
第2章	主要な法令とバリアフリー化のための主な支援策	
2-1	バリアフリー化のための主要な法令	14
2-2	バリアフリー化のための支援制度の紹介	17
2-3	その他の支援策	17
第3章	その他関連資料	
3-1	バリアフリーとユニバーサルデザイン	19
3-2	参考図書・報告書	22
3-3	基本構想の作成事例	24

第1章 障害等種別とその特性

1-1 肢体不自由者

主な特徴

- 移動に制約がある方もいます
- 文字の記入が困難な方もいます
- 体温調整が困難な方もいます
- 話すことが困難な方もいます



■ 困っていること

- ・ 落ちているものを拾ったり、ドアを開けたりすることが一人では、難しいことがあります。(車)
- ・ 急な坂道や凹凸のある道では、自力で動けないことがあります。(車)
- ・ エレベータが混雑していると移動ができません。(車)
- ・ 多目的トイレ（スペースの広いトイレ）しか使用できません。(車)
- ・ 片手で荷物を持つことは大変です。(杖)
- ・ 傘をさすことが困難な場合があります。(杖)
- ・ 手すりを持つことやエレベータ等のボタンを押すことが困難な場合があります。(杖)

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 杖を使用していると片手が塞がってしまいます。階段の手すりは左右どちらも設置されていると非常に便利です。(杖)

(車)…車椅子使用者

(杖)…杖使用者

1-2 視覚障害者

主な特徴

- 一人で移動することが困難な方もいます
(家族の誘導や移動支援・同行援護などの人に誘導してもらう方もいます)
- 音声を中心に情報を得ています
(手足の感覚だけでなく、体全体の触覚や反響音等を頼りに行動する方もいます)
- 文字の読み書きが困難な方もいます
- 点字や拡大文字等を用いるほか、パソコンの拡大機能、レンズや拡大機器等を用いて情報を得ています
- 様々な色彩を用いた印刷物や構造物の見分けが困難な方もいます



困っていること

- ・ 声だけでは、知っている相手であっても分からないこともあります。(盲)(視)
(名前を呼ぶ等して、誰が誰に声をかけているのか明確に伝える必要があります)
- ・ 「あれ」「これ」などの指示語で会話されると内容がわかりません。(盲)(視)
- ・ 点字ブロックの上に自転車等の障害物を置かれてしまうと、つまずいたり、転んだりする原因になります。(盲)(弱)
- ・ 誘導ブロックが途切れていたり、敷設されていないと、方向が分からないだけでなく、とても危険です。(盲)(弱)
- ・ 自動販売機や券売機等を活用する際、種類を判断することが困難です。(盲)
- ・ 電気自動車等の静穏機能により、車の接近が分からず危険です。(盲)
- ・ 建物の床と壁等色分けをしている場合、見分けがつかなく衝突の恐れがあります。(色)

配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 点字だけではなく、音声等を活用した情報提供をすることが重要です。(盲)(視)
 - ☞ 視覚障害のある人が、必ずしも点字を読めるわけではありません。点字を使用している人は1割で、残り9割の人は、音声(録音物、代読等)や拡大文字により情報を得ています。
 - ☞ 文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる等の方法があります。

- ・ やさしく声掛けをする等小さな気配りが大切です。(盲)
 - ☞ 知らない場所や目的地を探す場合、立ち止まったりきよろきよろすることがあるため、横からやさしく声をかけてください。
- ・ カラーユニバーサルデザインガイドライン等を活用し、色彩に気をつけましょう。(視)(色)
- ・ 色彩についてはコントラストをはっきりしたもの、十分な明るさのあるものを提供します。

(盲)…全盲者

(視)…弱視者

(色)…色弱者

1-3 聴覚・言語障害者

主な特徴

- 外観からは分かりにくい方もいます
- 視覚を中心に情報を得ています
- 声を出して話せても聞こえているとは限りません
- 補聴器等を付けていても会話が通じるとは限りません



■ 困っていること

- ・ 病院などの窓口で呼ばれていても反応ができません。（聴）
- ・ 意図せず、大きい音を発している場合があっても、自分で気付かないことがあります。（聴）
- ・ 電話やインターホンでのやり取りができません。（聴・言）
- ・ 屋外にいる時、クラクションが鳴っても分かりません。（聴）
- ・ 緊急時の音声アナウンスだけでは状況を理解できません。（聴）

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 聴覚や言語に障害のある人との会話には、手話・指文字・筆談・口話・読話などの方法があります。
- ・ 聴覚や言語に障害のある人と会話をする際は、顔や口の形が見える位置でゆっくり話してください。
- ・ 会議等で手話が必要な際は、手話通訳者も活用することが大切です。
- ・ 筆談やコミュニケーションボードを活用する方法もありますが、相手が望む方法で対応することが大切です。（聴・言）
- ・ 緊急時の音声情報を可視化できるもの（電光掲示板、点滅型避難誘導灯、イラスト付き AED 等）や、音に代わって光や振動などで知らせるシステム等が整備されると便利です。（聴・言）

(聴)…聴覚障害者

(言)…言語障害者

1-4 知的障害者

主な特徴

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい場合があります
- 人に尋ねたり、自分の意見を述べたりすることが苦手な方もいます
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます
- ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返したりする方もいます
- 話や返事をしていても、内容を理解していない場合があります
- 金銭管理や買い物、会話、家事、仕事などの社会生活への適応に、それぞれの状態に応じた支援が必要です



■ 困っていること

- ・ 自分に利益か不利益か判断できない方もいます。そのため、キャッチセールス等の被害に引っ掛かりやすい方もいます。
- ・ 初めての場面や初対面の人に対応するのが苦手な方もいて、困っていてもその状況を伝えられない場合があります。
- ・ 急な予定の変更や、予期しないことに対処することが難しく、戸惑ってしまう方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 声をかける時はやさしく、ゆっくりと簡単な言葉で分かりやすく話します。また、ひらがなを添えれば、ある程度コミュニケーションできる方もいます。
- ・ イラスト等を交えたコミュニケーションボードの活用が有効な場合もあります。
- ・ 本人の年齢にふさわしい言葉で話します。（成人に対して子ども扱いしない）
- ・ 声をかけるときはやさしくゆっくりと穏やかな口調で安心できるようにします。
- ・ 簡単な言葉で具体的に分かりやすく、肯定的な表現で話します。
- ・ 絵や写真、ピクトグラムなど、シンプルで分かりやすい情報提供の工夫が必要です。
- ・ 対応に困った時は、ヘルプカードなどを参考に、早めに家族や支援者と連絡をとることも必要です。

1-5 精神障害者

主な特徴

- ストレスに弱く、疲れやすかったり、対人関係やコミュニケーションが苦手な方がいます
- 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいます
- 学生時代に発病したり、長期入院したために社会生活に慣れていない方もいます
- 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返し、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいます
- 脳内の伝達機能に支障がおき、知覚・思考・感情などに障害が起きています



■ 困っていること

- ・ 精神障害のある人に対する社会の偏見が強いためどう対応すればよいか困る方もいます。
- ・ 誰かが話している（幻聴）、誰かに見張られている・嫌われている（妄想）などと感じる方や、不安感や抑うつ感があり、意欲が低下してしまうことで表現ができず誤解をされてしまうなど、一般の方より大きなストレスがかかっています。
- ・ 考えや会話がまとまらなかつたり、分かってもらいたい思いが強すぎるため、結果として周りを振り回してしまう方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 話を伝える際は、ゆっくりと、具体的な言葉を使用して話してください。
- ・ 話を聞く際は、相手の伝えたいことを丁寧に聞いてください。急かしたりせず、見守る姿勢を心がけてください。
- ・ 話を伝える際は、ゆっくりと、具体的な言葉を使用して話してください。
- ・ 話を聞く際は、相手の伝えたいことを丁寧に聞いてください。急かしたりせず、見守る姿勢を心がけてください。
- ・ 妄想と思われる話を聞いた際は、極力否定も肯定もしないように努めてください。
- ・ 突発的だったり攻撃的に見える言動や行動がある場合でも、一生懸命自分を守ろうとしての防御であることもあります。万一、興奮状態にある時は、なだめるのではなく、本人を尊重し、見守りながら落ち着いた状態になってから話をしてください。
- ・ こども扱いせず、年齢相応の配慮をしてください。

1-5 発達障害者

主な特徴

- こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な方もいます
- 時間の感覚が分かりにくかったり、不快と感じる音を聞き流せない方もいます
- 相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない方もいます
- 読み書きや計算が苦手な方もいます
- 興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりせずにはいられない方もいます
- 目的もなく歩き回ったり、そわそわして休みなく動いている方もいます



■ 困っていること

- ・ 得意、不得意の差が極端にあり、得意なことを過剰に評価され、出来ないことを怠けていると誤解され悩む方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」説明が必要です
 - ☞ 「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」の応対を心がけてください。「繰り返し」はケースによっては逆効果の場合もあるので、2～3回言って通じなければ、伝え方を工夫しましょう。ゆっくりと穏やかに、肯定的な表現で話しかけてください。
- ・ 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明しましょう
 - ☞ より具体的で、簡潔な分かりやすい言葉を使います。言葉だけの理解が難しいと感じた場合には、視覚的な情報（絵や写真、地図、ジェスチャーなど、場合によっては文字も併用する）を使って伝えることを心がけましょう。
- ・ 困っていたり、不安も感じたりしている際の応対も重要です
 - ☞ 困ったり不安を感じていても、その状況を自分からうまく説明できない場合もあるので、その方に合わせてやさしく話を聞くようにしてください。こだわりや癖が、周囲の人にはわがままに感じることもあるかもしれませんが、大声で説明することは逆効果となるため、穏やかな態度で、本人を尊重するように接してください。

- ・ パニック時の対応も大切です
 - ☞ 万一パニック状態になったら、刺激せず、安全を確保しながら、周りの方にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守りましょう。近くに静かで落ち着ける場所があれば、そちらに誘導しましょう。

1-7 内部障害者

主な特徴

- 外見からは分かりにくい障害です
- 疲れやすい方もいます
- タバコの煙を苦しく感じる方もいます



■ 困っていること

- ・ 外見では分かりにくく、他人に理解されないため、電車等の乗り物や会社等で「つらい、しんどい」と感じて助けを求められず、我慢している方もいます。
- ・ 多目的トイレ（オストメイト等機能つき便房、簡易型多機能便房等）しか使用できません。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 周りからなかなか理解されず苦しんでいる方もいます。そういった方たちを理解することを心がけましょう。
- ・ 携帯酸素を使用している方の近くでは、タバコを吸わないようにしましょう。
- ・ なるべく負担をかけない対応を心がけましょう。

1-8 妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）

主な特徴

- 乳幼児連れの方たちは、荷物が多く、手早く動くことができない場合があります
- 外出先でおむつ替えやミルク等の授乳が必要な時、授乳室や赤ちゃんルーム等がどこにあるか分からない、または存在しない場合は、周囲を気にしながら対応することになります



■ 困っていること

- ・ エレベータが混雑していると移動ができません。
- ・ おむつ替えやミルク等、授乳室等がないと周りを気にしながら対応することになります。
- ・ マタニティマークに対する理解が十分ではない等の悩みを抱えている場合があります。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 赤ちゃんが泣いていても、やさしく見守るように心がけましょう。
- ・ 階段等で身動きが取れず困っていたら声掛けを率先しましょう。
- ・ 公共交通では、他の移動制約者とスペースを共有するため、周囲の協力が必要です。ほんの少しの手伝いが、大きな手助けとなります。

1-9 高齢者

主な特徴

- 加齢により視力や聴力、足腰の機能が低下していきます
- 気力等の心身の機能が低下していきます



■ 困っていること

- ・ 気持ちは若くても、体がついていかないことがあります。
- ・ 漠然とした不安や疎外感を持つ方もいます。
- ・ 物忘れがひどくなったり、新しいことが覚えられなくなったりする方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 高齢者だからと先入観を持たずに、よく話を聞き、ありのままを受け入れることが大切です。
- ・ 新しいことは繰り返し伝え、重要なことはゆっくりと伝えましょう。
- ・ 安全面に配慮しましょう。日常生活で転倒等の要因になりそうなものは極力排除しておくようにします。

1-10 外国人

主な特徴

- 日本語の読み書きや会話が十分にできないことや、習慣の違い等から意図せずトラブルに巻き込まれてしまうこともあります



■ 困っていること

- ・ 公共交通機関やレストラン等、公共性の高い場所であっても言語表記が不十分であり、どうしたらいいか分からないことがあります。
- ・ 無料で利用できる Wi-Fi 整備が不足しており、情報を得るのに苦労します。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ イラスト等を交えたコミュニケーションボードの活用も有効です。
- ・ 公共性の高い場所においては、英語等が話せるボランティアを配置するといった配慮も必要です。

第2章 主要な法令とバリアフリー化のための主な支援策

2-1 バリアフリー化のための主要な法令等

■ 法律関連

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
【平成 18 年法律第 91 号、平成 18 年 6 月 21 日公布、平成 18 年 12 月 20 日施行、平成 30 年 5 月改正（平成 30 年 5 月 17 日公布、平成 30 年 11 月 1 日・平成 31 年 4 月施行）、令和 2 年 5 月改正（令和 2 年 5 月 20 日公布、令和 2 年 6 月 19 日・令和 3 年 4 月 1 日施行）】
【関係省庁：国土交通省、国家公安委員会、総務省、文部科学省】
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC0000000091
- 障害者基本法
【昭和 45 年法律第 84 号、最終改正：平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行、関係省庁：厚生労働省】
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC1000000084
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律
【平成 5 年法律第 54 号、平成 5 年 5 月 26 日公布、平成 5 年 11 月 25 日施行、関係省庁：総務省】
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=405AC0000000054#57
- 身体障害者補助犬法
【平成 14 年 5 月 29 日公布、平成 14 年 10 月 1 日施行、関係省庁：厚生労働省】
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC1000000049>
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
【平成 24 年 6 月 27 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行、関係省庁：厚生労働省】
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC0000000123>
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
【平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日、関係省庁：内閣府】
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html
- ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
【平成 30 年 12 月 14 日公布、平成 30 年 12 月 14 日施行、関係省庁：内閣府】
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC1000000100>
- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレー法）
【令和 2 年 6 月 12 日公布、令和 2 年 12 月 1 日、関係省庁：総務省】
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502AC0000000053_20201201_0000000000000000

■ 政省令等

- 建築物移動等円滑化基準
【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）】
📄 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418CO0000000379>
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）
📄 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60000800110_20190701_501M60000800020
- 公共交通移動等円滑化基準
【移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）】
📄 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390251.pdf>
- 路外駐車場移動等円滑化基準
【移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）】
📄 <https://www.mlit.go.jp/common/000234978.pdf>
- バリアフリー法施行令第十九条に規定する標識に関する省令
【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 113 号）】
📄 <https://www.mlit.go.jp/common/000234981.pdf>
- 建築物移動等円滑化誘導基準
【高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）】
📄 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390257.pdf>
- 都市公園移動等円滑化基準
【移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 115 号）】
📄 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001341213.pdf>
- 道路移動等円滑化基準
【移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）】
📄 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001341214.pdf>
- 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 117 号）
📄 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390255.pdf>
- 移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和 2 年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第 2 号）
📄 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379349.pdf>

■ 移動等円滑化基準及び移動等円滑化整備に関するガイドライン

【旅客施設、車両等】

- 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」
〔バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）〕 2020年3月
📖 国土交通省総合政策局安心生活政策課
- 「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」
〔バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）〕 2020年10月
📖 国土交通省総合政策局安心生活政策課
- 「旅客船バリアフリーガイドライン」 2020年3月
📖 国土交通省海事局安全基準課

【建築物】

- 「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 2017年3月
〔劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版〕 2015年7月
〔ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）〕 2019年3月
📖 国土交通省住宅局建築指導課

【道路】

- 「増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」 2011年8月
📖 編集・発行：国土技術研究センター

【都市公園】

- 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂版 2012年3月
📖 国土交通省都市局 公園緑地・景観課

■ 関連制度

- 「観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱」 2020年12月

【概要】

「観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱」に基づき、バリアフリー対応に取り組み、その情報を積極的に発信している宿泊施設、飲食店、観光案内所を認定し、観光庁が定める認定マークを交付している。

📖 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/content/001380508.pdf>

📖 国土交通省観光庁観光産業課

2-2 バリアフリー化のための支援制度の紹介

バリアフリー化推進のため国土交通省等では、公共交通機関（鉄道・バス・旅客船ターミナル・空港等）におけるバリアフリー化の支援制度や公共施設や市街地整備におけるバリアフリー化の支援制度等を実施しています。

バリアフリー化のための支援制度に関しまして、詳細は国土交通省総合政策局安心生活政策課ホームページよりご覧ください。

- 「国土交通省総合政策局安心生活政策課（バリアフリー関連補助金）」

📄 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000009.html

2-3 その他の支援策

- バリアフリープロモーター

【概要】

市町村にマスタープランやバリアフリー基本構想の作成支援を行う学識経験者等（バリアフリープロモーター）及び国土交通省地方運輸局職員等を派遣している

- マスタープラン・バリアフリー基本構想策定支援セミナー

【概要】

各運輸局等が主催で、マスタープランや基本構想策定のためのセミナー等を開催している

2-4 「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能なハンドブック等

「心のバリアフリー」に関し、国土交通省では下記のようなハンドブックやガイドラインを発行しています。

移動等円滑化促進方針において「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項を記載する際、基本構想において「教育啓発特定事業」を位置付ける際又は実際に取組を行う際には、これらのハンドブック等をぜひご活用ください。

- 障害ってどこにあるの？ ところと社会のバリアフリーハンドブック
📄 <https://www.mlit.go.jp/common/001250069.pdf>
(教師用解説書)
📄 <https://www.mlit.go.jp/common/001250068.pdf>
- 発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック
📄 <https://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>
- 公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン
📄 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000143.html
- 交通事業者向け接遇研修モデルプログラム
📄 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000176.html
- 観光関係者向け「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」（ホテル/旅館等）
📄 http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000352.html

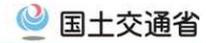
2-4 「心のバリアフリー」の推進に関するキャンペーン等

国土交通省のホームページ上には、各種キャンペーンに関するポスター等を掲載しています。

○ 「国土交通省総合政策局安心生活政策課（パンフレット・リーフレット等）」

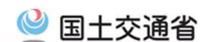
☞ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html

ベビーカーマーク普及啓発キャンペーンについて



キャンペーン概要	令和元年度実績									
<p>公共交通機関等でベビーカーを利用しやすい環境作りに向け、ベビーカー利用者及び周囲の方のお互いの理解を深めるため、ベビーカー協議会とりまとめ(平成26年3月26日公表)に基づき、普及・啓発活動の一環として、関係事業者と連携しつつ、平成26年度から「ベビーカーマーク普及啓発キャンペーン」を実施。</p> <p>ベビーカー協議会(H25.6設置)</p> <p>公共交通機関等におけるベビーカー利用の利便性・安全性を向上させる観点から「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会(略称:ベビーカー協議会)」を設置。さらに子ども連れの方々の移動の利便性・安全性を向上させるために、ベビーカー協議会を発展的解消し、「子育てにやさしい移動に関する協議会(略称:こそモ協協議会)」を平成30年11月に設置した。</p> <p>ベビーカー協議会とりまとめ(H26.3.26公表)(抜粋)</p> <p>IV. 今後の普及・啓発</p> <p>1. 関係者の役割</p> <p>本協議会で作成した「ベビーカー利用にあたってのお願い」を実効性のあるものとするためには、ベビーカー利用者や周囲の方に対して、この「ベビーカーの安全な使用」及び「ベビーカー利用への理解・配慮」の内容を十分に周知し、浸透させていくことが極めて重要である。</p> <p>このため、本協議会の構成員である国や交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーは、広く国民やそれぞれが提供するサービスを利用する者に対し、広報・周知活動を行う。</p> <p>さらに、子育て団体等その他の協議会構成員についても、広く普及啓発活動等を行うよう努める。</p>	<p>■実施期間 令和元年5月1日(水)～5月31日(金)</p> <p>■ポスター・チラシ配布枚数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ポスター</th> <th>チラシ配布</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅、車両等</td> <td>約51,880枚</td> <td>約41,500枚</td> </tr> <tr> <td>建築物</td> <td>約680枚</td> <td>約3,100枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他、アナウンスを実施するなど事業者独自の取り組みを実施。</p> <p>■協力団体、機関等 鉄道:45事業者、バス:206事業者・団体をはじめ、旅客船、旅客船ターミナル、空港ターミナル、商業施設等において実施。</p> <p>■SNSを活用したマナー啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省公式Twitter ヤフーパナー広告(政府広報) 地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発 <p style="text-align: right;">等</p>		ポスター	チラシ配布	駅、車両等	約51,880枚	約41,500枚	建築物	約680枚	約3,100枚
	ポスター	チラシ配布								
駅、車両等	約51,880枚	約41,500枚								
建築物	約680枚	約3,100枚								
<p>『ベビーカーマーク』 ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道や車両スペース等)を表しています。ベビーカーマークは平成27年5月にJIS化されました。</p> <p style="text-align: center;"><ポスター></p>										

トイレ利用マナー啓発キャンペーンについて



キャンペーン概要	令和元年度実績
<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ハード整備と合わせた「心のバリアフリー」を推進。その取組の1つとして、平成29年度から「トイレの利用マナー啓発キャンペーン」を実施。</p> <p><参考> 【ユニバーサルデザイン2020行動計画】(平成29年2月関係閣僚会議決定)(抜粋) 「多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー改善」に向け、公共交通事業者や障害者団体等と連携しながら、利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを作成・配布するなど、このキャンペーンを実施するとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化に対する国民の理解増進を図る取組である「バリアフリー教室」において「トイレ利用のマナー改善」に取り組む等、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるような環境の整備を図る。」</p> <p><ポスター/チラシ(2か国語表記)></p>	<p>■実施期間 令和元年11月10日(日)～12月9日(月)</p> <p>〔11月10日(日) いいトイレの日〕 〔11月19日(火) 世界トイレの日〕 〔12月3日(火)～12月9日(月) 障害者週間〕</p> <p>■ポスター・チラシ配布枚数</p> <ul style="list-style-type: none"> ポスター 約6,500枚 チラシ 約86,000枚 <p>■協力団体、機関等 (令和元年度は約1,700団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者 空港ターミナルビル会社 道の駅 高速道路会社 地方公共団体 ホテル※ ショッピングセンター 百貨店※ ビル※ 行政機関 <p>※は、紙媒体の配布は行っていませんが、電子データ提供により適宜活用</p> <p>■SNSを活用したマナー啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省公式Twitter <p>■トイレの利用マナー啓発講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 運輸局主催のバリアフリー教室の1コマ

第3章 その他関連資料

3-1 バリアフリーとユニバーサルデザイン

■ バリアフリーとユニバーサルデザインの定義

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【ユニバーサルデザイン】

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【出典：障害者基本計画（第2次計画）（H14.12.24 閣議決定）】

3-2 参考図書・報告書

■ バリアフリー等に係る調査報告書の例

【国土交通省関連】

- 知的障害者、精神障害者、発達障害者に対応したバリアフリー化施策に係る調査研究
【平成 20 年 3 月 国土交通省総合政策局】
- 障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究報告書
【平成 23 年 3 月 国土交通省総合政策局】
- 多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書
【平成 24 年 3 月 国土交通省総合政策局】
- 災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究報告書
【平成 25 年 3 月 国土交通省総合政策局】
- 弱視者の安全性・利便性に関する調査研究報告書
【平成 25 年 3 月 国土交通省総合政策局】
- 色覚障害者の移動等円滑化に関する調査研究報告書
【平成 26 年 3 月 国土交通省総合政策局】
- 一体的・連続的な バリアフリー化のあり方とその波及効果に関する調査研究報告書
【平成 26 年 3 月 国土交通省総合政策局】

【内閣府関連】

- インターネットによるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書
【平成 17 年 1 月 内閣府】 【平成 18 年 2 月 内閣府】
- 日常生活におけるバリアフリー化の実践に関する調査報告書
【平成 19 年 11 月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）】
- インターネットによるバリアフリー化に関する意識調査報告書
【平成 26 年 3 月 内閣府】 【平成 27 年 3 月 内閣府】
- バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書（インターネットによる意識調査）
【平成 28 年 3 月 内閣府】 【平成 29 年 3 月 内閣府】 【平成 30 年 3 月 内閣府】
【平成 31 年 3 月 内閣府】 【令和 2 年 3 月 内閣府】

■ バリアフリー等に係る既往文献の例

- Q&A バリアフリー新法—高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の解説
【平成 19 年 5 月 出版：ぎょうせい】
- 新バリアフリー建築物ガイドライン Q&A
～高齢者・障害者等の移動の円滑化に配慮した建築設計基準に基づく～
【平成 20 年 12 月 出版：大成出版社】
- バリアフリーからユニバーサル社会へ
【平成 23 年 11 月 出版：創英社】
- 建築・交通・まちづくりをつなぐ共生のユニバーサルデザイン
【平成 26 年 9 月 出版：学芸出版社】

3-3 マスタープラン・基本構想の作成事例

本ガイドラインで掲載した事例について一覧で整理しました。

本編章題	事例内容
I 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容	
マスタープランと基本構想の作成イメージ	全体構想を作成した上で地区別の基本構想を作成した事例（東京都調布市） https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1335506822366/ マスタープランと基本構想を一体的に作成した事例（兵庫県明石市） https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/universal/kyogikai.html
庁内体制の構築	都市部における庁内検討体制の構築例（東京都台東区） https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/keikaku/kotsubarrier-free/01575821.html 自治体内における教育訓練（人材育成）（兵庫県神戸市） https://www.city.akashi.lg.jp/soumu/j_kaihatsu_ka/shise/ikuse/jinzai.html
協議会の設置・運営	公益財団法人共用品推進機構「みんなの会議」（2012） http://www.kyoyohin.org/06_accessible/index.php
住民参加と意見の反映	住民組織の提案による簡易な基本構想（素案）の例（茨城県土浦市） https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page001980.html 住民組織の提案による基本構想（素案）の例（山梨県上野原市） https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/gyosei/docs/toshi-eki.html 住民組織の提案による基本構想作成の年次経過の例（奈良県上牧町） https://www.town.kanmaki.nara.jp/town/masterplan 住民提案に対する市町村の充実した支援の例（神奈川県横浜市） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/jigyo_kikaku/barrier-free/bf.html
都道府県による市町村に対する支援	管内市町村の作成状況の提供（奈良県） http://www.pref.nara.jp/31347.htm （神奈川県） （ページ更新中） 財政的支援（東京都） https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/jouhou/pdf/hojyoshisyutsu_02_07.pdf （大阪府） http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/ekibari.html セミナーの開催（奈良県（近畿運輸局 HP）） https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/bariafree/03_kihonkouso_seminar.pdf ガイドラインの策定（東京都） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kiban/machizukuri/kokoro_joho/kokoro_joho.html
II 移動等円滑化促進方針の作成	
移動等円滑化促進地区の設定	移動等円滑化促進地区の設定事例（富山県射水市） https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=34087 移動等円滑化促進地区の設定事例（福岡県飯塚市） https://www.city.iizuka.lg.jp/shakaishogai/idou.html
生活関連施設・生活関連経路の設定	生活関連経路の設定事例（兵庫県明石市） https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/universal/kyogikai.html

本編章題	事例内容
心のバリアフリー	<p>「心のバリアフリー」に関する記載事例（岩手県遠野市） https://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/48,51874,300,html （奈良県奈良市） https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/33/64077.html</p> <p>「心のバリアフリー」に関する取組の記載事例（山口県宇部市） https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/shougai/shougai_kyougikai/1005361/index.html</p> <p>教育活動の事例（秋田県秋田市） https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007491/1009039.html</p> <p>ヘルプカードの事例（東京都） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/card.html</p> <p>啓発・教育活動の事例（兵庫県明石市） https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/universal/kyogikai.html</p>
届出制度について	<p>マスタープランにおける届出制度の記載事例（三重県伊勢市） https://www.city.ise.mie.jp/machi/barrierfree/plan/index.html</p> <p>施設間連携の事例（東京都江戸川区） （駅・公園・バスターミナルの連携）葛西臨海公園駅周辺のアクセシブルルートの勾配改善</p> <p>施設間連携の事例（東京都江戸川区） （駅・タクシー乗り場・バス停の連携）一之江駅周辺の視覚障害者用誘導ブロック・音声案内の連続設置</p> <p>施設間連携の事例（京都市） （鉄道駅における乗り継ぎの連携）阪急西院駅と京福西院駅の乗り継ぎ円滑化と段差解消 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000163760.html</p>
施設設置管理者からの情報提供について	<p>情報提供の事例（毎年の施設設置管理者からの情報提供の仕組み）（山口県宇部市） https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/shougai/shougai_kyougikai/1005361/index.html</p> <p>バリアフリーマップの作成事例（大阪府高槻市） http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/toshi/toshiduk/gyomuannai/bf/1464047750235.html</p> <p>マスタープラン作成過程でのまち歩き点検・バリアフリーマップ作成の事例（岩手県遠野市） https://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/48,51874,300,html</p>
情報アクセス・コミュニケーション	<p>コミュニケーション支援ボードの事例（東京都荒川区） https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a030/shougai/shien/sienbord.html</p> <p>コミュニケーション支援ボードの事例（交通エコロジー・モビリティ財団） http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html</p>
情報アクセス・コミュニケーション	<p>ソフト施策と一体化した取り組み事例（鳥取県・JR西日本） https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004499.html</p> <p>ソフト施策と一体化した取り組み事例（香川県・難聴児（者）親の会） https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004499.html</p> <p>情報保障の事例（東京都荒川区） https://www.city.arakawa.tokyo.jp/</p> <p>情報保障の事例（東京都文京区）</p>

本編章題	事例内容
	https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/machizukuri/barrierfree.html 情報保障の事例（東京都中野区）
地域特性に応じた施策	https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/505500/d021157.html 観光地の事例（奈良県奈良市） 過年度調査資料より抜粋 積雪・寒冷地の事例（北海道滝川市） 過年度調査資料より抜粋 地方部の事例（岐阜県多治見市） 過年度調査資料より抜粋 都市部の連携事例（東京都荒川区・台東区） https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/4598/04minamisenjyu_honbun_1.pdf 商店街を対象とした事例（北海道札幌市） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000041.html 商店街を対象とした事例（東京都世田谷区） https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/003/002/001/d00038118.html
マスタープランの評価・見直し	
III バリアフリー基本構想の作成	
基本構想作成における全体的な留意点	特定事業に関する公的支援措置を活用した事例（大阪府高槻市） http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/toshi/toshiduk/gyomuannai/bf/new23_bf/1411721835362.html
重点整備地区の設定	重点整備地区の設定例（東京都小金井市） https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/machitoshi/machizukuri/barrierfree_machi.html 重点整備地区の設定例（大阪府吹田市・豊中市） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000036.html 重点整備地区の再設定例（京都府京都市） https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000250075.html 重点整備地区の選定例（東京都荒川区） https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a040/kousoukeikaku/kankyomachi/baria_arakawaku.html 地域の実情に合わせて重点整備地区を選定している事例（和歌山県那智勝浦町） https://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/info/337
生活関連施設・生活関連経路の選定	生活関連施設及び生活関連経路の設定例（北海道滝川市） https://www.city.takikawa.hokkaido.jp/240kensetsu/02tosikei/toshikoutu_baria.html 生活関連施設及び生活関連経路の設定例（北海道札幌市） http://www.city.sapporo.jp/Sogokotsu/barrier/basic/index.html
市街地開発事業に関する移動等円滑化、駐車施設の整備に関する事項	駐車施設の設置に関する記載事例（兵庫県神戸市） https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/shise/kekaku/universal/newbarrierfree/index.html
心のバリアフリー	車椅子利用者用駐車施設の適正な利用の推進事例（埼玉県川口市） https://www.city.kawaguchi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/kotsu_komyuniteibusu/5/11082.html バリアフリー教室の開催事例（千葉県香芝市）

本編章題	事例内容
基本構想の進行管理及び事後評価	http://www.city.kashiba.lg.jp/shisei/0000010863.html 進行管理体制の事例（千葉県市原市） https://www.city.ichihara.chiba.jp/joho/0202matidukuri/toshi_baria/barrierfreeekihonko.files/07_5.suisinn.pdf 基本構想作成時の協議会体制を管理段階に継続している事例（東京都北区） https://www.city.kita.tokyo.jp/toshikeikaku/kyougikai/kihonnkousou.html 事業の進行管理の事例（大阪府高槻市） http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/toshi/toshiduk/gyomuannai/bf/new23_bf/1411721835362.html 事後評価の事例（埼玉県さいたま市） https://www.city.saitama.jp/001/010/018/003/p040394_d/fil/machiaruki_H26urawa01.pdf 施設見学による事後評価を施設のバリアフリー化へ反映した事例（東京都北区） http://www.city.kita.tokyo.jp/g-shisetsu/kosodate/shogakko/shinchiku/kaiso/nadeshiko.html 特定事業の定量的評価の事例（埼玉県さいたま市） https://www.city.saitama.jp/001/010/018/003/p006778.html
基本構想の見直し	市街地進展や施設の立地状況変化から重点整備地区を見直した事例（神奈川県川崎市） https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-4-3-1-0-0-0-0-0-0.html 自治体の全体構想と地区別構想を見直した事例（東京都北区） https://www.city.kita.tokyo.jp/toshikeikaku/kyougikai/kihonnkousou.html 進捗状況を把握して基本構想における記載内容の見直しを実施した事例（兵庫県神戸市） https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/shise/kekaku/universal/newbarrierfree/index.html
特定事業計画の作成体制と作成手順	特定事業計画書の記載例（静岡県静岡市） http://shinsei.city.shizuoka.jp/dtl.php?id=1343